

社援地発0212第1号
平成22年2月12日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長



高校生の授業料滞納に係る生活福祉資金（教育支援資金）
の取扱いについて

生活福祉資金貸付制度については、平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知「生活福祉資金の貸付けについて」の別紙「生活福祉資金貸付制度要綱」等に基づいて行われているところである。

今般、高校生が、授業料を滞納しているために出席停止処分等を受け、学校を卒業できないおそれがあると指摘されているところである。この問題に対しては、そもそも教育行政において、授業料の減免等の対応を行っているところである。しかしながら、一方で、経済的な理由で卒業できないという子どもの貧困問題という面から、福祉的観点からも取り組むべき事柄と考えられる。

本制度の教育支援資金は、低所得世帯に属する子等に対し、学校教育法に規定する高等学校等に修学するために必要な経費について貸付けを行っているところであり、今般、こうした事態にセーフティネット機能として対応するため、今年度に限り、下記のとおり、特例的に高校の授業料について遡及して貸し付けることを可能とするので、ご了知の上、必要な世帯が利用できるよう積極的に本制度の周知に取り組むとともに、都道府県社会福祉協議会、教育委員会及び学校等関係者に対する周知を徹底されたい。

なお、本取扱いについては、各都道府県の社会福祉協議会の準備が整い次第、速やかに実施していただくようお願いしたい。

記

1 教育支援資金の取扱いについて

教育支援資金について、高等学校の授業料を止むをえない事情により滞納したときまで遡及して、当該滞納額（現在高）を貸し付けることを可能とする。

2 貸付条件等

- ① 現に高校に在学中であること。
- ② 授業料を滞納したことについて止むをえない理由があること。
- ③ 遡及貸付の対象となる経費は、高校在学中の者が過去に滞納している授業料（現在高）であって借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
金額については、書類などで確認を行うこととし、また、借受人が学校に支払った後、領収書を提示させることにより確認をすることとする。
- ④ 貸付金額は、一月当たり35,000円以内とする。
- ⑤ この取扱は、貸付対象を遡及するものである。したがって、貸付手続等の日付それ自体は、当然、当概手続等を行う日のものとされたい。

3 留意事項

本取扱は、あくまで対象を遡及して貸付けを行うというものであり、貸付けの対象となる要件を拡大するものではないが、一方、卒業の時期が間近に迫っており、資金の必要時期に間に合うよう迅速な貸付決定にご配慮いただきたい。